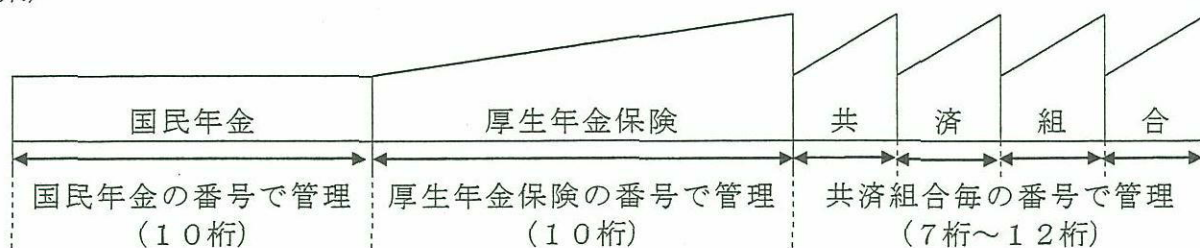


基礎年金番号の概要

1 基礎年金番号実施の趣旨

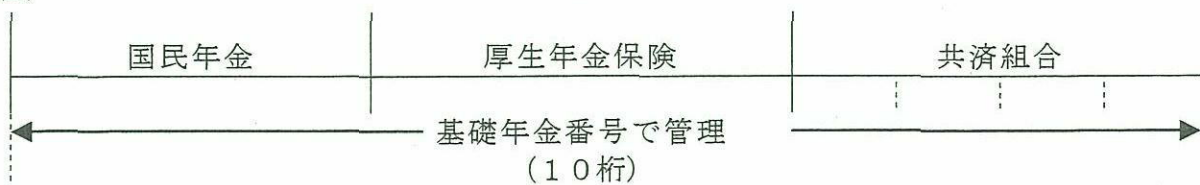
- 昭和60年の年金改正により、全国民に共通の基礎年金が導入されるとともに、被用者年金制度（厚生年金、共済年金）は基礎年金に上乗せする制度として再編成された。
- 加入者の記録は国民年金、厚生年金、共済組合ごとの年金番号により別々に管理されてきたため、加入者一人ひとりについて、国民年金、厚生年金、共済組合を通じた生涯の加入記録をまとめて把握することが困難であり、適用や手続きの面でさまざまな問題が生じていた。
 - ※ 過去の加入記録の一部が繋がらないことにより、年金が低くなったり、極端な場合には無年金となる。
- このため、すべての制度間で共通に使用する「基礎年金番号」により、年金保険者である社会保険庁において、各制度間を異動する加入者などに関する情報を的確に把握する仕組みを構築することとした。

(従来)



- * 制度ごとに異なる番号により管理
- * 複数の制度に加入した者は、複数の番号を付番
- * この結果、年金加入記録が分別され、年金に活かされないことがある

(現在)



- * 制度を超えて同一人の年金記録が把握される